



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 9月21日火曜日 第1594号

### ◇ 目 次 ◇

字の名称の変更（東温市）.....	953
字の廃止（大洲市）.....	953
医療機関の指定.....	953
医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....	954
指定医療機関の廃止の届出.....	954
指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出.....	954
地籍調査の成果の認証.....	954
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	954
土地改良事業の工事の完了.....	955
肥料の登録の失効.....	955
道路の区域変更（県道辰巳伊予和気停車場線）.....	955
道路の供用開始（ " ）.....	955
道路の区域変更（県道寺尾重信線）.....	955
道路の供用開始（ " ）.....	956
道路の位置の指定.....	956

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1968号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、東温市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成16年 9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変 更 前	変 更 後
大字山之内	山之内
大字樋口	樋口
大字横河原	横河原
大字志津川	志津川
大字西岡	西岡
大字見奈良	見奈良
大字田窪	田窪
大字牛淵	牛淵
大字南野田	南野田
大字北野田	北野田
大字上林	上林

大字下林	下林
大字上村	上村
大字井内	井内
大字河之内	河之内
大字北方	北方
大字則之内	則之内
大字滑川	滑川
大字松瀬川	松瀬川
大字南方	南方
大字明河	明河
大字吉久	吉久

#### ○愛媛県告示第1969号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大洲市長から次のとおり字を廃止する旨の届出があった。

平成16年 9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

恋木及び喜多山の区域内の小字を全部廃止する。

#### ○愛媛県告示第1970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年 9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
国民健康保険久万高原町立病院	久 万 高 原 町	上浮穴郡久万高原町久万65番地	平成16年 8月1日
久万高原町国民健康保険面河診療所	久 万 高 原 町	上浮穴郡久万高原町渋草2474番地	平成16年 8月1日
うえはら歯科クリニック	上 原 左 門	南宇和郡御荘町平城4183番地1	平成16年 9月1日
武 田 医 院	武 田 浩	新居浜市泉池町7-11	平成16年 6月27日
たなか内科クリニック	田 中 清 宜	新居浜市中萩町1-38	平成16年 9月2日

○愛媛県告示第1971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。  
平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万21番地	久万高原町立訪問看護ステーションあけぼの	上浮穴郡久万高原町久万71番地1	平成16年8月1日

○愛媛県告示第1972号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。  
平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
村上歯科医院	村上弘道	越智郡大三島町大字宮浦5310	平成16年7月8日
国民健康保険久万町立病院	久万町	上浮穴郡久万町大字久万町65	平成16年8月1日

面河村国民健康保険診療所	面河村	上浮穴郡面河村洪草474番地	平成16年8月1日
村上外科胃腸科	村上良祥	今治市常盤町四丁目5-5	平成16年8月1日
エビス薬局	南予調剤株式会社	宇和島市恵美須町二丁目7-1	平成16年8月1日
土井医院	土井亮太	新居浜市中萩町1-38	平成16年4月1日
永田薬局	永田淑子	新居浜市中萩町1-40	平成16年5月1日
武田医院	武田弘正	新居浜市泉池町7-11	平成16年6月27日

○愛媛県告示第1973号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。  
平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問に看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
久万町	上浮穴郡久万町久万町212番地	久万町立訪問看護ステーションあけぼの	上浮穴郡久万町久万町71番地1	平成16年8月1日

○愛媛県告示第1974号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。  
平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
大洲市	藤縄、恋木、喜多山の一部	平成14年度から平成15年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日  
平成16年9月21日

○愛媛県告示第1975号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により西予市から次のとおり土地改良事業の工事が完

了した旨の届出があった。  
平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	田之浜地区	平成16年2月14日
県単独補助土地改良事業（農道）	火道地区	平成15年11月10日

○愛媛県告示第1976号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。  
平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ 農道）	小原地区	平成16年1月30日

○愛媛県告示第1977号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身 替農道整備事業	日野浦3期地区	平成16年2月9日
中山間地域総合整備事業	伊予中山地区	平成15年7月31日

○愛媛県告示第1979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	辰巳伊予和気停車場線	松山市太山寺町1317番5地先から 同町1309番3まで	旧	メートル 5.4~6.4	キロメートル 0.055	
			新	5.8~41.3	0.055	

○愛媛県告示第1980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	辰巳伊予和気停車場線	松山市太山寺町1317番5地先から 同町1309番3まで	平成16年9月21日

○愛媛県告示第1981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	寺尾重信線	東温市山之内字馬木甲2463番2から 同市宇烏滝乙436番2まで	旧	メートル 5.9~15.0	キロメートル 0.290	
			新	9.0~22.4	0.290	

ため池等整備事業	広雁地区	平成16年3月30日
----------	------	------------

○愛媛県告示第1978号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成16年9月21日

愛媛県知事 加戸守行

失効年月日	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成16 年9月 6日	愛媛県 第1243 号	魚廃物 加工肥 料	遊子漁 協魚廃 物加工 肥料	窒素全 量 6.5 りん酸 全量 4.0	遊子漁業協同 組合 愛媛県宇和島 市遊子2548番 地

○愛媛県告示第1982号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	寺尾重信線	東温市山之内字馬木甲2463番 2 から 同市字烏滝乙436番 2 まで	平成16年 9月21日

○愛媛県告示第1983号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置  
四国中央市金生町下分字板屋 854 番 2、854 番 3 及び 8  
55番
- 2 申請人の住所氏名  
四国中央市金生町下分 633 番地  
星川 辰雄
- 3 図面省略